

4 地下水に係る環境基準

表 2-16 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号 最終改正
令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 41 号）

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン (塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと。」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102-2 15. 3, 15. 4, 15. 6, 15. 7 又は 15. 8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0. 2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102-2 14. 2, 14. 3 又は 14. 4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0. 3045 を乗じたものの和とする。 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

表 2-17 地下水の水質汚濁に係る要監視項目及び指針値

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（令和 7 年 6 月 30 日環水大管発第 2506309 号）

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	イプロベンホス（IBP）	0.008 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.06 mg/L 以下	クロルニトロフェン（CNP）	—
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	トルエン	0.6 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
フェントロチオン（MEP）	0.003 mg/L 以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	モリブデン	0.07 mg/L 以下
オキシシン銅（有機銅）	0.04 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
クロロタロニル（TPN）	0.05 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	全マンガン※ ¹	0.2 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下	ウラン	0.002 mg/L 以下
ジクロルボス（DDVP）	0.008 mg/L 以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸（P F O S）及びペルフルオロオクタン酸（P F O A）	0.00005 mg/L以下※ ²
フェノブカルブ（BPMC）	0.03 mg/L 以下		
備考			
※ ¹ 概況調査（定点調査）で実施			
※ ² P F O S 及び P F O A の合計値とする。			